ル 出二六〇二六

チ 出二六〇廿一

ワ 出二六〇三六

イ 出二五〇十

ロ 出二五〇十七

めゐ板六枚をつくり 幕屋の後の兩隅のためゐ板二枚宛をつくれり 二九 ろの二枚い下ゐて相合しろの頂まで一に連なれり一箇の環に於て然りろの二枚ともに是のおとし是等い二隅のために設けたる者なり 三〇 ろの板い八枚ありろの座い銀の座十六座あり各々の板の下ゐ二の座あり 三一 又合歡木をもて横木を作れり 即ち幕屋の此方の板のために五本を設け 三二 幕屋の彼方の板のために横木五本を設け幕屋の後すなはちろの西の板のために横木五本を設けたり 三三 又中間の横木をつくりて板の眞中ゐおいて端より端まで通らしめ 三四 而してろの板に金を着せ金をもて之がためゐ鐶をつくりて横木をこれゐ貫き又ろの横木ゐ金を着たり 三五 又青、紫、紅の絲および麻の撚絲をもて幕をつくり巧にケルビムをろの上に織いだし 三六 ろれがためゐ合歡木をもて四本の柱をつくりてこれに金を着せたりろの鈎も金なり又銀をもてこれがためゐ座四を鑄たり 三七 又青、紫、紅の絲および麻の撚絲をもて幕屋の入口に掛る幔を織なし 三八 ろの五本の柱とろの鈎とを造りろの柱の頭と桁に金を着せたり但しろの五の座い銅なりき

第三十八章

一 ベザレル合歡木をもて櫃をつくれりろの長い二キュビト半、ろの寬い一キュビト半、ろの高い一キュビト半、 二 而して純金をもてろの内外を蔽ひてろの上の周圍に金の緣を造れり 三 又金の環四箇を鑄てろの四の足につけたり即ち此旁に二箇の輪彼旁ゐ二箇の輪を付く 四 又合歡木をもて杠を作りてこれに金を着せ 五 ろの杠を櫃の旁の環にさしいれて之をもて櫃をかくべからしむ 六 又純金をもて贖罪所を造れりろの長む二キュビト半、ろの寬い一キュビト半なり 七 又金をもて二箇のケルビムを作れり即ち槌ゐて打て之を贖罪所の兩旁ゐ作り 八 一箇のケルビムを此方の末ゐ一箇のケルビムを彼方の末ゐ置り即ち贖罪所の兩旁ゐケルビムを作れり 九 ケルビムむ翼を高く展べ其翼をもて贖罪所を掩ひ其面をたがひ

ハ 出二五〇廿三

ニ 出二五〇二九

ホ 出二五〇廿一

ト 出廿〇廿三、三四

イ 出二七〇一

ゐ相向く即ちケルビムの面は贖罪所に向ふ 十 又合歡木をもて案を作り其長は二キュビト其寬は一キュビト其高は一キュビト半 十一 而て純金を之に着せ其周圍ゐ金の緣をつけ 十二 又其四圍ゐ掌寬の邊を作り其邊の周圍に金の小緣を作り 十三 而て之が爲に金の環四箇を鑄其足の四隅に其環を付たり 十四 即ち環は邊の側ゐ在て案を舁く杠を入る處ゐり 十五 而て合歡木をもて案を舁く杠を作て之ゐ金を着せたり 十六 又案の上の器具即ち皿、匙、杓及び酒を灌ぐ斝を純金ゐて作り 十七 又純金をもて一箇の燈臺を造り即ち槌をもて打て其燈臺を作り其臺座、軸、蕚、節及び花は其に連る 十八 六の枝ろの旁より出づ即ち燈臺の三の枝は此旁より出で燈臺の三の枝い彼旁より出づ 十九 巴旦杏の花の形せる三の蕚、節および花とゝもに此枝にあり又巴旦杏の花の形せる三の蕚、節および花とゝもゐ彼枝にあり燈臺より出る六の枝みな斯のごとし 二十 巴旦杏の花の形せる四の蕚ろの節および花とゝもに燈臺にあり 二一 兩箇の技の下ゐ一箇の節ゐり又兩箇の枝の下に一箇の節ゐり又兩箇の節ゐり燈臺より出る六の枝みな是のおとし 二二 ろの節と枝とい其ゐ連れり皆槌にて打て純金をもて造れり 二三 又純金をもて七箇の燈盞と燈鉗と剪燈盤を造れり 二四 燈臺とろの諸の器具い純金一タラントをもて作れり 二五 又合歡木をもて香壇を造れり其長一キュビト、ろの寬一キュビトにして四角なりろの高は二キュビトゐしてろの角い其より出づ 二六 ろの上ろの四旁ろの角ともゐ純金を着せろの周圍ゐ金の緣を作れり 二七 又ろの兩面ゐ金の緣の下ゐ金の環二箇をこれがためゐ作れり即ちろの兩旁ゐこれを作る是すなはち之を舁くところの杠を貫くところなり 二八 又合歡木をもてろの杠をつくりて之に金を着せたり 二九 又薰物をつくる法に玄たゞひて聖灌膏と香物の清き香とを製れり

第三十八章

一 又合歡木をもて燔祭の壇を築けりろの長い五キュビト其寬い五キュビトにして四角ろ

の高ゝ三キユビト　二而してろの四隅の上に其の角を作りてろの角を其より出しめろの壇にゝ銅を着せたり　三又ろの壇の諸〳〵の器具すなわち壺と火鏟と鉢と肉叉と火鼎を作れり壇の器ゝみな銅にて造る　四又壇のために銅の網をつくりこれを壇の中程の邊の下に置ゑて壇の半に達せしめ　五ろの銅の網の四隅に四箇の環を鑄て杠を貫く處となし　六合歡木をもてろの杠をつくりて之に銅を着せ　七壇の兩旁の環にろれ杠をつちぬきて之を舁べからしむろの壇ゝ板をもてこれを空につくれり　八また銅をもて洗盤をつくりろの臺をも銅にす即ち集會の幕屋の門にて役事をおすところれ婦人等の鏡をもて之を作れり　九又庭を作れり南に於てゝ庭の南れ方に百キユビトの細布の幕を設く　十ろの柱ゝ二十ろの座ゝ二十ゐして共ゐ銅なりろの柱の鈎および桁ゝ銀おり　十一北の方にゝ百キユビトの幕を設くろの柱ゝ二十ろの座ゝ二十ゐして共に銅なりろの柱の鈎と桁ゝ銀なり　十二西の方ゐゝ五十キユビトの幕を設くろの柱ゝ十ろの座ゝ十ろの柱の鈎と桁ゝ銀おり　十三東ゐおいてゝ東れ方に五十キユビトの幕を設く　十四而してゝの一旁ゐ十五キユビトの幕を設くろの柱ゝ三ろの座も三　十五又かの一旁ゐも十五キユビトの幕を設くろの柱ゝ三、ろの座も三、即ち庭れ門れ此旁彼旁ともに然り　十六庭の周圍の幕ゝみな細布なり　十七柱の座ゝ銅、柱の鈎と桁ゝ銀、柱の頭の包ゝ銀なり庭の柱ゝみな銀の桁にて連る　十八庭の門の幔ゝ青、紫、紅の絲および麻の撚絲をもて織おしたる者おありろの長ゝ二十キユビト、ろれ寛における高ゝ五キユビトにして庭の幕と等し　十九ろの柱ゝ四、ろの座ゝ四にして共ゐ銅ろの鈎ゝ銀、ろの頭の包と桁ゝ銀なり　二十幕屋および庭の周圍の庭の釘ゝみな銅なり　二十一幕屋につける物すおはち律法の幕屋につける物を量るに左のごとし祭司アロンの子イタマル　モーセの命に依たがひてレビ人を率ゐ用ひてこれを量れるおり　二十二ユダの支派のホルの子なるウリの子ベザレル凡てエホバ

ホ 出二七〇十九
ヘ 民一〇五十五、三、九〇十五、十七〇十一、十七〇七、八、十八〇二　代下二四〇
ト 民四〇二八、卅三
チ 出卅一〇二六

ロ 出卅〇十八
ハ 傳上二〇廿二
ニ 出二七〇九

のモーセに命じたまひし事等をなせり　二三ダンの支派のアヒサマクの子アホリアブ彼と〳〵もにありて雕刻、織文をなし青、紫、紅の絲および麻絲をもて文繡をなせり　二四聖所の諸の工作をなすゐ用たる金ゝ聖所のシケルゐ依たがひて言ゞ都合二十九タラント七百三十シケルなり是すなはち獻納たるところの金なり　二五會集の中の核數らるし者の獻げし銀ゝ聖所のシケルゐ依たがひて言ゞ百タラント千七百七十五シケルなり　二六凡て數らるゝ者の中に入し者即ち二十歳以上の者六十萬三千五百五十人ありたれゞ聖所のシケルに依たがひて言ゝ一人に一ベカとなる是すなわち半シケルなり　二七百タラントの銀をもて聖所の座と幕の座を鑄たり百タラントをもて百座をつくれゞ一座すなはち一タラントなり　二八又千七百七十五シケルをもて柱の鈎をつくり柱の頭を包み又柱を連ねゐはせたり　二九又獻納たるところの銅ゝ七十タラント二千四百シケルなり　三十是をもちゐて集會の幕屋の門の座をつくり銅の壇とろの銅の網および壇の諸の器具をつくり　三一庭の周圍の座と庭れ門れ座および幕屋の諸の釘と庭の周圍の諸の釘を作れり

第三十九章

一青、紫、紅の絲をもて聖所にて職をなすところの供職の衣服を製り亦アロンのためゐ聖衣を製りエホバのモーセに命じたまひしごとくせり　二又金、青、紫、紅の絲および麻の撚絲をもてエポデを製り　三金を簿片に打展べ剪て縷とおしこれを青、紫、紅の絲および麻絲に和てこれを織なし　四又これがために肩帶をつくりて之を連ねろの兩の端に附て之を連ぬ　五エポデの上にありて之を束ぬるところの帶はろの物同じうして其の製のおとし即ち金、青、紫、紅の絲および麻の撚絲をもて製る者なりエホバのモーセに命じたまひしおとくなり　六又葱珩を琢て金の槽に嵌め印を刻がおとくにイスラエルの子等の名をこれに鐫つけ　七これをエポデの肩帶の上ゐつけてイスラエルの子孫の記念の玉とならしむエホバの

ヌ 民一〇四六
ル 出卅〇十三、十五
ヲ 出二六〇十九、廿一、二五、卅二

イ 出卅五〇廿三
ロ 出卅一〇十、三五〇十九
ハ 出二八〇四
ニ 出二八〇六

ホ 出二八〇九
ヘ 出二八〇十二

ト 出二八〇十五
チ 出二八〇十七
リ 出二八〇廿一
ヌ 出二八〇廿三
ル 出二八〇廿九、四十
ヲ 出二八〇四、三九　廿四
ワ 出二八〇四二

モーセは命じたまひしおとし　八 また胸牌を巧に織なしエポデの製のごとくは金、青、紫、紅の絲および麻の撚絲をもてこれを製れり　九 胸牌は四角はして之を二重はつくりたれば二重はしてうの長半キュビトろの濶半キュビトあり　十 ろの中は玉四行を嵌む即ち赤玉、黃玉、瑪瑙の一行を第一行とす　十一 第二行は紅玉、青玉、金剛石　十二 第三行は深紅玉、白瑪瑙、紫玉　十三 第四行は黃綠玉、葱珩、碧玉、凡て金の槽の中はこれを嵌たり　十四 ろの玉はイスラエルの子等の名はしたがひ其名のおとくに之を十二はなし而して印を刻がごとくはろの十二の支派の各々の名をこれは鐫つけたり　十五 又純金を紐のごとくは組たる鏈を胸牌の上はつけたり　十六 又金をもて二箇の槽をつくり二箇の環をつくりろの二の環を胸牌の兩の端につけ　十七 かれ金の紐二條を胸牌の端の二箇の環はつけたり　十八 而してろの二條の紐の兩の端を二箇の槽は結ひエポデの肩帶の上はつけてろれ前はあら玄む　十九 又二箇の金の環をつくりて之を胸牌の兩の端につけたり即ちろのエポデに對ふところの內の邊はこれを付く　二十 また金の環二箇を造りてこれをエポデの兩旁の下の方はつけてろの前の方にてろの聯接る處に對てエポデの帶の上はあらしむ　二一 胸牌は青紐をもてろの環によりて之をエポデの環は結つけエポデの帶の上はあらしめ胸牌をしてエポデを離るゝことなからしむ　二二 又エポデの屬する明衣は凡てこれを青く織なせり　二三 明衣の孔はろの眞中にありて鎧の領盤のごとしろの孔の周圍は緣ありて綻びざらしむ　二四 而して明衣の裾は青、紫、紅の撚絲をもて石榴を作りつけ　二五 又純金をもて鈴をつくりろの鈴を明衣の裾の石榴の間はつけ周圍はおいて石榴の間々はこれをつけたり　二六 即ち鈴は石榴、鈴は石榴〻供職の明衣の裾の周圍はつけたりエホバのモーセに命じたまひしおとし　二七 又アロンとろの子等のために織布をもて裏衣を製り　二八 細布をもて頭帽を製り細布をもて美しき頭巾をつくり麻の撚絲をもて

カ 出二八〇三九
ヨ 出二八〇三六、三七
タ 出三九〇四二、四三、二五
レ 出三五〇十
ソ 利九〇廿二、廿三　民六〇廿三　出二〇六　同下六〇十八　王上八〇十四代下廿〇二七
イ 出十七〇二、十三〇四
ロ 出四十〇十七、二六〇一、廿
ハ 出四十〇廿一、二六〇廿三　民四〇五
ニ 出四十〇廿二、二六〇廿五
ホ 出四十〇廿三、二五〇廿
ヘ 出四十〇二四、二五
ト 出四十〇二六、六
チ 出四十〇廿廿〇十八

揮をつくり　二九 麻は撚絲および青、紫、紅は絲をもて帶を織なせりエホバのモーセは命じたまひしごとし　三十 又純金をもて聖冠の前板をつくり印を刻がごとくはろの上にエホバは聖といふ文字を書つけ　三一 之は青紐をつけて之を頭帽の上に結つけたりエホバのモーセは命じたまひし如し○　三二 斯集會の天幕なる幕屋の諸の工事成ぬイスラエルの子孫はエホバの凡てモーセは命じたまひしごとくに爲て斯はこゝろへり　三三 人衆幕屋と天幕とろの諸の器具をモーセの許に携へいたる即ちろの鈎ろの板ろの横木ろの柱ろの座　三四 赤染の牡羊の皮の蓋、獾の皮の蓋、障蔽の幕　三五 律法の櫃とろの杠、贖罪所　三六 案とろの諸の器具、供前のパン、三七 純金の燈臺とろの盞すなはち陳列る燈盞とろの諸の器具おちびにろの燈火の油　三八 金の壇、灌膏、香、幕屋の門の幔子　三九 銅の壇、ろの銅の網とろの杠および諸の器具洗盤とろの臺、庭の幕、ろの柱とろの座、庭の門の幔子ろの紐とろの釘ならびに幕屋は用ふる諸の器具集會の天幕のために用ふる者　四十 聖所はて職をなすところの供職の衣服即ち祭司は職をなす時に用ふる者なる祭司アロンの聖衣および子等の衣服　四一 斯エホバの凡てモーセに命じたまひしごとくにイスラエルの子孫ろれ諸の工事をなせり　四二 モーセの一切の工作を見るにエホバの命じたまひしおとくは造りてあり即ち是のおとくに作りてあればモーセ人衆を祝せり

第四十章

一 茲にエホバ、モーセは告て言たまひけるは　二 正月の元日に汝集會の天幕の幕屋を建べし　三 而して汝ろの中は律法の櫃を置ゑ幕をもてろの櫃を障蔽し　四 又案を攜へいり陳設の物を陳設け且燈臺を攜へいりてろれ燈盞を置うべし　五 汝また金れ香壇を律法の櫃の前は置ゑ幔子を幕屋の門に掛け　六 燔祭の壇を集會の天幕の幕屋の門の前に置ゑ　七 洗盤を集會の天幕とろの壇の間は置ゑて之は水をいれ　八 庭の

リ 出卅〇二六

ヌ 出二九〇三六、三七
ル 利八〇二、三十三

チ 出二八〇四一

ワ 民二五〇十三

カ 出四十〇一　民七〇一

ヨ 出二五〇十六

タ 出二六〇卅三、卅五〇十二

レ 出二六〇三五

ソ 出四十〇四
ツ 出二六〇三五

子 出四十〇四、二五〇三七

ラ 出四十〇六、卅〇六
ム 出卅〇七

ウ 出四十〇五、二六〇三六
井 出四十〇六

ノ 出二九〇三八
オ 出四十〇七、卅〇十八

周圍ゐ藩籬をたて庭の門ゐ幔子を垂れ　九而して灌膏をとりて幕屋とろの中の一切の物に灌ぎて其とろの諸の器具を聖別べし是聖物とならん　十汝また燔祭の壇とろの一切の器具に膏をろゝぎてろの壇を聖別べし壇は至聖物とならん　十一又洗盤とろの臺ゐ膏をろゝぎて之を聖別め　十二アロンとろの子等を集會の幕屋の門ゐつれきたりて水をもて彼等を洗ひ　十三アロンに聖衣を着せ彼に膏をろゝぎてこれを聖別め彼をして祭司の職を我ゐなさゑむべし　十四また又かれの子等をつれきたりて之ゐ明衣を着せ　十五ろの父になせるごとくに之に膏を灌ぎて祭司の職を我ゐなさゑむべし彼等の膏ろゝがれて祭司たることは代々變らざるべきなり　十六

モーセゥく行へり即ちエホバの已ゐ命じたまひし如くゐ爲たり　第二年の正月ゐいたりてろの月の元日ゐ幕屋建ぬ　十八乃ちモーセ幕屋を建てろの座を置ゑろの板をたてろの横木をさしてみろの柱を立て　十九幕屋の上ゐ天幕を張り天幕の蓋をろの上にほどこせりエホバのモーセゐ命じ給ひし如し　二十而してゐれ律法をとりて櫃に藏め杠を櫃につけ贖罪所を櫃の上ゐ置ゑ　二十一櫃を幕屋に攜へいり障蔽の幕を垂て律法の櫃を隱せりエホバのモーセゐ命じたまひしごとし　二十二彼また集會の幕屋において幕屋の北の方にてかの幕の外に案を置ゑ　二十三その供前のパンをろの上にエホバ前ゐ陳設たりエホバのモーセゐ命じたまひし如し　二十四又集會の幕屋において幕屋の南の方に燈臺をおきて案ゐむかはしめ　二十五燈盞をエホバの前ゐかゝげたりエホバのモーセに命じたまひしごとし　二十六また金の壇を居ゑろの上に馨しき香を焚りエホバのモーセに命じたまひしごとし　二十七又幕屋の門に幔子を垂れ　二十八集會の天幕の幕屋の門に燔祭の壇を置ゑろの上に燔祭と素祭をさゝげたりエホバのモーセに命じたまひし如し　二十九又集會の天幕とろの壇の間ゐ洗盤をおき其ゐ水をいれて洗ふことの爲にす　三十モーセアロンおよびろの子等其ゐつきて手足を洗

ク 出卅〇十九、廿

ヤ 出四十〇八、二七〇九、十六
マ 出二九〇四三　利十六〇二　民九〇十五　王上八〇十、十一　代下五〇十三、七〇二　歌二〇四　基三〇七、九

ケ 利十五〇八　代下五〇二　王上八〇十一

フ 民九〇十七、十〇十一　尼九〇十九

コ 民九〇十九　耶廿二

エ 出十三〇廿一　民九〇十五

ふ　三二即ち集會の幕屋ゐ入る時またい壇ゐ近づく時ゐ洗ふことをせりエホバのモーセゐ命じたまひしごとし　三三また幕屋と壇の周圍の庭に藩籬をたて庭の門ゐ幔子を垂ぬ是モーセろの工事を竣たり　三四斯て雲集會の天幕を蓋てエホバの榮光幕屋ゐ充たり　三五モーセい集會の幕屋ゐいることを得ざりき是雲ろの上に止り且エホバの榮光幕屋ゐ盈たれたなり　三六雲幕屋の上より昇る時ゐいイスラエルの子孫途ゐ進めり其途々凡て然り　三七然ども雲の昇らざる時にいその昇る日まで途に進むことをせざりき　三八即ち晝い幕屋の上ゐエホバの雲あり夜いろの中に火ありイスラエルの家の者皆これを見るろの途々すべて然り

出埃及記終

イ 出四十〇三四、三五　民十二〇四、五
ロ 出十九〇三
ハ 利廿三〇十八、十九　利三〇二、
ニ 出十二〇五　利三〇十八、十九
ホ 出二九〇十、十五、十九　利三〇二、八、十三、四〇十五　八〇十四、廿二、十六〇廿
ヘ 利廿二〇廿一、二七、箴五六〇七　羅十二〇一　腓四〇十八
ト 詩四〇廿、二六、申一、詩五九〇七、十六〇二四　民廿三、二四　羅五〇十一
チ 米六〇六
リ 代下三五〇十一　來十〇十一
ヌ 利三〇八、　來十二〇二四
ル 創廿二〇九
チ 創八〇廿一　結廿〇二八、四一　耶後二〇十五　申五〇二　利一〇三　腓四〇十八
ワ 利一〇三
カ 利一〇五
ヨ 利五〇七、十二〇八　路二〇二四
タ 利六〇十

利未記

一 ヱホバ集會の幕屋よりモーセを呼びこれゐ告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に告てこれに言へ汝等の中の人もし家畜の禮物をヱホバに供んとせゞ牛あるひい羊をとりてゝの禮物となすべし 三 もし牛の燔祭をもてゝの禮物におさんとせゞ全き牡牛を供ふべしすないち集會の幕屋の門にてこれをヱホバの前ゐゝの受納たまふやうに供ふべし 四 彼ゝの燔祭とする者の首に手を按べし然ゞ受納られて彼のために贖罪とならん 五 彼ヱホバの前にゝの犢を宰るべし又アロンの子等なる祭司等いゝの血を攜へきたりて集會の幕屋の門なる壇の四圍ゐゝの血を灑ぐべし 六 彼またゝの燔祭の牲の皮を剝ぎあれを切わかつべし 七 祭司アロンの子等壇の上ゐ火を置きゝの火の上に薪柴を陳べ 八 而してアロンの子等なる祭司等ゝの切わかてる者ゝの首およびゝの脂を壇の上ある火の上にある薪の上に陳ぶべし 九 ゝの臟腑と足いこれを水に洗ふべし斯て祭司い一切を壇の上に燒て燔祭となすべし是すないち火祭にしてヱホバに馨しき香たるおり 十 またゝの禮物もし群の羊あるひい山羊の燔祭たらゞ全き牡を供ふべし 十一 彼壇の北の方において ヱホバの前ゐれを宰るべしアロンの子等なる祭司等いゝの血を壇の四圍ゐ灑ぐべし 十二 彼また之を切わかちゝの首とゝの脂を截とるべし而して祭司これを苫壇の上ある火の上ゐある薪柴の上に陳ぶべし 十三 またゝの臟腑と足いこれを水に洗ひ祭司一切を携へきたりて壇の上に燒べし是を燔祭とおす是即ち火祭にして ヱホバゐ馨しき香たるなり 十四 もしまた禽を燔祭となして ヱホバゐ獻るならゞ鳩またい雛きゞ鴿を携へ來りて禮物となすべし 十五 祭司いこれを壇にたづさへゆきてゝの首を切やぶりこれを壇の上に燒べしまたゝの血いこれを壁ぱりいだして壇の一方にぬるべし 十六 またゝの嗉袋とゝの内の物いこれを除きて壇の

レ 創十五〇十
ソ 利一〇九、十三
イ 利六〇十四、九〇十七　民十五〇四
ロ 利二〇九、五〇十二、六〇十五、二四〇七　翼六六〇
ハ 利七〇九、十〇十二、十三
ニ 出二九〇三七　民十八〇九
ホ 出二九〇三
ヘ 利二〇二
ト 出二九〇十八
チ 利二〇三
リ 利六〇十七　太十六〇十二　可八〇十五　路十二〇一　雅前九〇一　加五〇九
ヌ 出十二〇三九、廿三〇十、十一
ル 可九〇四九　列四〇六
ヲ 民十八〇十九
ワ 結四三〇二四
カ 王下四〇四二

東の方なる灰棄處にこれを棄べし　十七　またろの翼い切はなすこと无にこれを割べし而して祭司これを壇の上にて火の上なる薪柴の上に燒べし是を燔祭となす是すなはち火祭にしてヱホバに馨しき香たるなり

第二章

一　人素祭の禮物をヱホバゐ供ふる時い麥粉をもてろの禮物となしろの上ゐ油をろゝぎ又ろの上に乳香を加へ　二　これをアロンの子等なる祭司等の許ゐ携へゆくべし斯てまた祭司いろの麥粉と油一握をろの一切の乳香とゝもに取り之を記念の分となして壇の上に燒べし是すないち火祭にしてヱホバゐ馨しき香たるなり　三　素祭の餘いアロンとろの子等に歸すべし是いヱホバゐ獻る火祭の一にして至聖物たるなり　四　汝もし爐に燒たる物をもて素祭の禮物となさんとせば麥粉に油を和て作れる無酵菓子および油を抹たる無酵煎餅を用ふべし　五　汝の素祭とする禮物もし鍋に燒たる物ならば麥粉ゐ油を和て酵いれずゐ作れる者を用ふべし　六　汝これを細ゐ割てろの上に油をろゝぎべし是を素祭となす　七　汝の素祭とする禮物もし釜に煑たる物ならば麥粉と油をもて作る者を用ふべし　八　汝これ等の物をもて作れる素祭の物をヱホバに携へいたるべし是を祭司に授さむ祭司いこれを壇ゐたづさへ往き　九　ろの素祭の中より記念の分をとりて壇の上に焚べし是すなはち火祭にしてヱホバに馨しき香たるなり　十　素祭の餘いアロンとその子等ゐ飯すべし是いヱホバにさゝぐる火祭の一にして至聖物たるなり　十一　凡ろ汝等がヱホバゐたづさへいたる素祭い都て酵いれて作るべからず汝等いヱホバゐ獻る火祭の中ゐ酵または蜜を入て焚べからず　十二　但し初熟の禮物をろなふる時い汝等これをヱホバにろなふべし然ども馨しき香のためにこれを壇にろゐふる事いなすべからず　十三　汝素祭を獻るにい凡て鹽をもて之に味くべし汝の神の契約の鹽を汝の素祭ゐ缺こと勿れ汝禮物をゐすにい都て鹽をろなふべし　十四　汝初穗の素祭をヱホバゐろゐへんとせむ穗を火ゐやきて殼をさり

ヨ 利廿三〇十、十四
タ 利二〇一
レ 利二〇二
イ 利七〇十一、二九、廿二〇
ロ 利一〇三
ハ 出二九〇十　利一〇四、五
ニ 出二九〇十三、廿二〇八、九　利四
ホ 出二九〇十三　利六〇十二
ヘ 利三〇一
ト 利廿一〇六、八、十七、廿一、廿二、廿三〇五　結四四〇七　馬一〇七、十二
チ 利三〇一、七

たる者をもて汝の初穗の禮物ゐろゐふべし　十五　汝また油をろの上にほどこし乳香をろの上ゐ加ふべし是を素祭となす　十六　祭司いろの殼を去たる穀物の中および油の中よりろの記念の分を取りろの一切の乳香とともゐこれを焚べし是すなはちヱホバゐさゝぐる火祭なり

第三章

一　人もし酬恩祭の犧牲を獻るに當りて牛をとりて之を獻るならば牝牡ゐかゝはらずろの全き者をヱホバの前ゐ供ふべし　二　すゐはちろの禮物の首ゐ手を拔き集會の幕屋の門にこれを宰るべし而してアロンの子等なる祭司等ろの血を壇の周圍に灑ぐべし　三　彼いまたろの酬恩祭の犧牲の中よりして火祭をヱホバに獻べし即ち臟腑を裹むとゐろの脂と臟腑の上の一切の脂　四　および二箇の腎とろの上の脂の腰の兩旁ゐゐる者ならびに肝の上の網膜の腎の上ゐ達る者を取べし　五　而してアロンの子等壇の上ゐおいて火の上なる薪の上の燔祭の上ゐこれを焚べし是すなはち火祭にしてヱホバゐ馨しき香たるなり　六　もしまたヱホバゐ酬恩祭の犧牲を獻るゐゐたりて羊をその禮物とゐすゐらば牝牡にかゝはらず其全き者を供ふべし　七　若また羔羊をその禮物となすならば之をヱホバの前ゐ牽來り　八　その禮物の首ゐ手を拔きこれを集會の幕屋の前に宰るべし而してアロンの子等その血を壇の四圍にそゝぐべし　九　彼ろの酬恩祭の犧牲の中よりして火祭をヱホバをゐ獻ぐべし即ちろの脂をとりろの尾を脊骨より全く斷きりまた臟腑を裹ところの脂と臟腑の上の一切の脂および兩箇の腎とろの上の脂の腰の兩旁にゐる者ならびに肝の上の網膜の腎の上ゐ達る者をとるべし　十一　祭司いこれを壇の上に焚べし是いヱホバゐたてまつる食物ゐり　十二　もし山羊を禮物とゐすならばこれをヱホバの前ゐ牽來り　十三　其の首に手を拔きこれを集會の幕屋の前に宰るべし而してアロンの子等ろの血を壇の四圍に灑ぐべし　十四　彼またろの中よりして禮物をとりヱホバに火祭を